

7 瀬 監 第 6 8 号  
令和8年2月24日

請求人

様

瀬戸市監査委員 長谷川 利 忠

同 伊 藤 勝 朗

同 宮 菌 伸 仁

瀬戸市職員措置請求書（住民監査請求書）に係る監査結果について（通知）

令和7年12月12日付けで請求され、令和8年1月5日付け補正により受理した瀬戸市職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を下記のとおり通知する。

記

## 1 住民監査請求制度の趣旨と対象

### (1) 住民監査請求制度の趣旨

住民監査請求制度は、地方公共団体の長、職員等による違法若しくは不当な行為又は怠る事実に対し、住民からの請求に基づいてこれを防止し、又は是正することにより、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的としている。

### (2) 監査請求の対象

監査請求の対象は、地方公共団体の長、職員等による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は財務に関する違法若しくは不当に怠る事実であり、次のとおり規定されている（法第242条第1項）。

ア 違法又は不当な行為

- (ア) 公金の支出
- (イ) 財産の取得、管理又は処分
- (ウ) 契約の締結又は履行
- (エ) 債務その他の義務の負担

イ 違法又は不当に怠る事実

- (ア) 公金の賦課又は徴収
- (イ) 財産の管理

(3) 監査請求の要件

ア 請求することができる事項

- (ア) 当該行為を防止し、又は是正すること
- (イ) 当該怠る事実を改めること
- (ウ) 当該行為又は怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと

イ 添付すべき書面

当該行為又は怠る事実を証する書面

ウ 請求の期間

当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、請求がこの期間内にできなかったことに正当な理由があるときは、この限りでない。

2 本件請求の要旨

請求人から提出のあった瀬戸市職員措置請求書に記載された請求の全文は巻末に記すが、本件請求の要旨は次のとおりと認められる。

(1) 請求の対象となる行為

令和6年4月より指定管理者制度に移行した市内14の公民館の運営は、瀬戸市公民館協議会（以下「協議会」という。）が指定管理者として行っている。業務は瀬戸市公民館指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）により定められ、市教育委員会、市及び協議会の間で3か年の基本協定書が締結され、令和6年度の運営に際し、別に年度協定書を締結している。

会計年度終了に伴う事業報告書が令和7年3月31日付けで協議会より提出され、市は同日付けで承認しているが、当該年度中の指定管理会計の収支について、次に掲げる不当な事務処理があるとし、指定管理料に発生したはずの残金が生じていないとする誤った市の判断により、年度協定書及び仕様書の規定による返納が行われることなく市は財産的損害を被った。

ア 利用料金収入及び参加費収入を指定管理以外の会計に充当した事務処理

イ 指定管理料のうち公課費予算を、協議会が市との協議により他の経費に振り替えた事務処理

ウ 指定管理会計以外の会計で処理すべき事業に関する経費を必要な手続きを経ずに行事活動費とした事務処理

(2) 不当な行為と判断する事由

アとして、指定管理の会計処理は独立の会計を設け他の会計と区別するとした仕様書の規定に反し、利用料金収入及び参加費収入を指定管理以外の会計に充当した協議会の事務処理並びにそれを認めた市の判断は誤りであるとするもの。

イとして、市は消費税免税事業者である協議会に対して消費税相当額である公課費を含めた指定管理料を予算計上して支払った後、協議会との協議により他の経費に振り替えることを認めた行為は誤りであり、基本協定書の規定による返納を求めるべきであったとするもの。

ウとして、行事活動費（公民館主催事業活動費）の支出に際し、仕様書に規定する公民館主催事業を行う手続きを行った事実はなく、当該事業は、指定管理者には該当しない地区公民館（14の市内公民館と解する。以下「地区公民館」という。）及び協議会の本部会計で処理すべき事業であることを確認したことから、指定管理会計から支出するものとは認められないとするもの。

なお、請求人は、協議会と地区公民館が一体であるとの組織の捉え方に関する市の認識について、別組織であるとして疑義を呈している。

(3) 発生する損害

請求人は上記アにおいては参加費収入を指定管理以外の会計に充当することは誤りとしているが、他方参加費収入は別組織である地区公民館に属する収入であるとして、参加費収入全額を除外する前提で損害額を算定している。

その結果、収入については事業報告書収入額 74,211,246 円に対し、利用料 9,181,360 円を全額計上（2,092,647 円を増額）、公課費相当分誤支出分 3,000,000 円、地区公民館事業参加費収入分 3,554,406 円を減額した 69,749,487 円が本来の収入とし、支出については事業報告書支出額 74,211,246 円に対し、指定管理会計からの支出が不当である行事活動費 10,778,132 円を減額した 63,433,114 円が本来の支出としている。それらの差額（収入 69,749,487 円－支出 63,433,114 円＝6,316,373 円）に、指定管理料に含まれる不当な公課費（消費税相当分）3,000,000 円を加えた 9,316,373 円が返納すべき額であり、市が返納を求めていることを損害としている。

(4) 求める措置

監査委員は、市が協議会に対し指定管理料の残金の返納を求めているのは不当であるので、協議会に対し返納を命ずる措置を求めることを市に勧告すべきとするもの。

3 本件請求がなされた背景及び状況

本件請求がなされた背景及び状況については次のとおりである。

(1) 公民館の概要

市内には、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく社会教育施設として瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（令和5年瀬戸市条例第16号。以下「公民館条例」という。）により陶原公民館を始めとした14の公民館が設置されている。公民館では、地域住民の学習意欲を満たすための学級、講座等の開催、交流とふれあいを高めるための様々なイベントを行なうほか、地域住民の集会、グループの学習の場として施設を利用できるとしている。

#### (2) 公民館指定管理者の指定

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、法の一部改正（平成15年9月施行）により創設された。

市は、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）を定めており、令和6年度より3か年、瀬戸市公民館協議会を公民館の管理運営に係る指定管理者としている。

### 4 請求の受理

本件請求において、要件審査を行い、その結果、請求書の一部に瑕疵を認め補正を求めたところ請求人による補正がなされたため、法第242条の要件を満たしているものと認め、令和8年1月7日付けで請求の受理を決定した。

### 5 監査の実施

本件請求に関し、令和8年1月7日から令和8年2月24日までを監査期間とし、次のとおり監査を実施した。

#### (1) 監査の対象

本件請求の監査対象は、指定管理者が行った不当な事務処理について市が認めた行為及び事業報告を市が承認した行為とするもの。

#### (2) 請求人証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和8年1月14日に請求の要旨に関する陳述が行われた。なお、請求人から新たな証拠は提出されていない。

#### (3) 内容監査

請求人から提出された瀬戸市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述の内容並びに市及び協議会から提出された関係書類を確認するとともに、関係職員からの聴き取りを行うなどして監査した。

##### ア 利用料金収入の不当な事務処理について

請求人は、仕様書12-(1)の規定において「管理の業務にかかる収入及び支出については、独立の会計を設け、他の会計とは区別すること。」と定め

ているのだから、利用料金収入 9,181,360 円を指定管理会計に 7,088,713 円を充て、本部会計に 2,092,647 円を充てた協議会の事務処理及びそれを認めた市の判断は誤りと主張している。

仕様書の規定を確認すると、会計を区別することと示しているが、充当に関する制限は設けられていない。利用料金は、仕様書 8 「利用料金等に関すること」で利用料金制を採用するとして、「施設管理から生ずる利用料金を指定管理者の収入とする。」との規定により指定管理者の事業収入とする仕組みを認めているものと解される。

したがって、利用料金を指定管理会計及び本部会計に充当した事務処理に規定上の齟齬はなく、事務処理等の誤りとは認められない。

しかし、請求人が不当であるとしたことに鑑み、法規に违背していないものの、その扱い及び背景を確認すると、市は、利用料金制の目的を「指定管理者制度の運用に関する指針」で、①利用料金を直接指定管理者の収入とすることにより自主的な経営努力を発揮しやすくする、②各施設条例に定める範囲内で指定管理者が弾力的な料金設定を行うことにより、利用者のニーズに応じた料金設定、多様なサービスの提供を可能にする、として指定管理者の利益及びインセンティブとなることを想定しているものと解される。今回問題となった仕様書 12 「指定管理に要する経費に関すること」(4)の規定で「(略)なお、指定管理料に残金が生じた場合は、残額分は 30 日以内に、市に返納するものとする。(略)」と規定しており、請求人は当該規定をもって返納の根拠としているが、これを指定管理に係る経費に利用料金を全額充てたのち指定管理料に残額が生じた場合に返納すると解釈すると、指定管理経費以上の差額を指定管理者の収入とすることはできず、利用料金制の目的との整合がとれないこととなる。

したがって、指定管理料で賄えない経費に利用料金を充て、差額を本部会計に充てている現状の事務処理は、利用料金制の目的に沿ったものと解される。

#### イ 公課費の不当な事務処理について

請求人は、指定管理料のうち、消費税免税事業者である協議会に対して消費税相当額として含めた公課費 3,000,000 円を、協議会と市との協議により他の経費に振り替えたことについて、基本協定書第 4 条第 4 項で「指定期間中に、業務の不履行、指定の取消し等があった場合は、乙（瀬戸市長）は丙（瀬戸市公民館協議会）に指定管理料の全部又は一部を返還させることができるものとする。」と規定していることから返還させるべきであり、誤払金として返還を指定管理者に対して求めないとする市の判断は誤りであると主張している。

請求人が誤払金とする公課費の事務処理については、事実証明書 6 「指定管理料」並びに同 13 「令和 6 年度 指定管理業務収支予算書」の記載内容及び「令和 7 年 3 月瀬戸市教育委員会定例会会議録（抜すい）」の質疑でそれぞれ確認できるが、翌 4 月開催の教育委員会定例会会議録によれば、市は消費税相

当分は不要であるとの判断をし、その旨の訂正を行っていることから、実際に支払われた指定管理料に公課費 3,000,000 円相当額は含まれていないものと解され、誤払金とは認められない。

#### ウ 行事活動費支出の不当な事務処理について

請求人は、仕様書 12-(2)-③で、市が支払う指定管理料に含まれるものとして規定された行事活動費（公民館主催事業活動費）10,778,132 円の支出に際し、公民館主催事業を行う上で必要な手続を指定管理者である協議会が行った事実はなく、その全額が協議会には該当しない地区公民館に属する支出 10,186,365 円及び協議会の本部会計で処理すべき事業に関する支出 591,767 円で構成されていることから、協議会の指定管理会計から支出するものとは認められないと主張している。

請求人が引用した仕様書 8-(3)「公民館主催事業の参加費」では「指定管理者は、積極的に社会教育に関する事業を企画し、その参加費を事業費その他指定管理にかかる経費に充当すること。事業の企画にあたっては、事業計画書に内容を明記し、事前に、教育委員会の承認を得るとともに、収支報告を行うこと。」と定めているが、これは参加費収入を得る企画について必要な手続を規定しているものであり、支出についての規定ではなく、支出の事前承認は要しない。

また、請求人は行事活動費（公民館主催事業活動費）支出の多くは別組織たる地区公民館に属する支出であるとしており、別組織である根拠として協議会と地区公民館各々が規約を定め、総会を開催して役員を選出する等に言及しているが、支店支部で規約や役員を別途定めることは同一組織内で普遍的にみられる事象であり、また指定管理費予算には公民館館長や事務員の人件費、各館の光熱費等が含まれていることから協議会と地区公民館を別組織と捉えることは適当ではない。なお、この点において、市の請求人への説明が都度行われたが、一貫性を欠くものであったことを申し添える。

よって請求人の主張は認められないが、翻って仕様書を確認すると、12-(2)-③「市が支払う指定管理料に含まれるもの」の規定において、人件費、施設管理費等と並んで「行事活動費（公民館主催事業活動費）」とある。そして“行事活動費”・“公民館主催事業活動費”の内容及び定義への言及は無く、その詳細は不明である。

決算の行事活動費（公民館主催事業活動費）10,778,132 円について事実証明書 25「領収書等」の内容を確認すると、請求人が言及するように飲食費・謝礼・心付け、その他慶弔費や交際費等の少なからぬ額が含まれており、これらを“行事活動費”・“公民館主催事業活動費”という文言から類推される内容に含まれると判断することは困難である。このほか、領収書の不存在、市補助金との重複する計上といった精度を欠いた支出について、これらを指定管理料の対象として処理することは適当ではない。

協議会の会計帳簿が整備されているとは言えないことから、これら対象外とすべき額につきここでは言及できないが、今後精査を行い返納対象額として確定すべきである。その主体は協議会のみならず、指導、管理及び監督すべき立場にあった市も含まれる。

## 6 結論

以上より、本件請求のうち利用料金収入の不当な事務処理及び公課費の不当な事務処理については、理由がないため棄却する。

また、行事活動費支出の不当な事務処理において、指定管理会計から適当でない支出があることに係る部分については、理由があるため一部を不当と認める。

については、法第242条第5項の規定により、次のとおり市長に勧告する。

## 7 勧告

市は、今後3か月以内に、令和6年度瀬戸市公民館指定管理者業務に係る協議会決算について、事業報告書を再度精査し、結果生じた残金については協議会に返納させること。併せて、指定管理者制度初年度で混乱を招いた協議会運営につき、適正な実施体系を確立し、整理履行させるよう指導に関し、措置を講じること。

## 8 付言

監査の過程において以下のような事象があった。

### (1) 仕様書の規定の整理を要するもの。

ア 「指定管理料に残金が生じた場合は、返納するものとする」既存規定の扱い  
イ 指定管理者の業務としての“行事活動費”・“公民館主催事業活動費”の定義

ウ 「利用料金等は地域活動を推進することに充てるものとする」等の規定

### (2) 市の制度設計が定まらず、請求人の疑義に対する説明全般に整合性を欠いているもの。

### (3) 協議会の令和7年3月期決算値が令和7年12月の臨時総会を経て一部修正される異例の取り扱いをしているもの。

### (4) 協議会の会計帳簿が整備されておらず、指定管理会計と本部会計を分ける等の処理が帳簿外で行われていると推察されるもの。

### (5) 本部会計で翌期支出内容を当期支出に含めている決算書のように見えるが、当該支出項目は繰越金の一部を構成するものと市より説明があり、あるべき決算書表示とは言えないもの。

### (6) 決算書に財産目録が作成されておらず、決算書の説明責任を果たしているとは言えないもの。

こうした事象は請求人を含む関係者に多大な負担を与えており、市の準備不足、説明不足及び指導不足を指摘する。また、請求人の主張からは導入した指定管理者

制度の効果を地域及び関係機関が最大限に享受できるよう求めることが伺え、当事案に係る是正は真摯に対処しなければならない。加えて、令和7年度においても事業が実施されていることから、当該年度分に係る事業報告の精査にも影響を及ぼすものと解され、市は速やかに措置を講じなければならない。

市は社会教育法が掲げる公民館が果たす役割を、関係者が十分に担う下支えとなるよう取り組まれない。

## ＜本件請求の内容＞

請求人から提出のあった瀬戸市職員措置請求書に記載された請求の全文は、次のとおりである。

### 1 請求の要旨

- 瀬戸市教育委員会、瀬戸市及び瀬戸市公民館協議会の三者が令和6年4月1日に締結した瀬戸市公民館の管理についての年度協定書第5条において、「指定管理料に残金が生じた場合は、瀬戸市公民館協議会は会計年度終了後30日以内に市に返納するものとする」旨が規定されている。また、瀬戸市公民館指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）9ページ12-（4）「事業報告」においても同趣旨のことが規定されている。

瀬戸市公民館協議会が令和7年3月31日付けで提出した令和6年度分の事業報告書を瀬戸市は同日付けで承認し、返納金額は0円であるとしている。しかし、これは以下に述べる不当な事務処理が行われたことによるもので、実際には指定管理料に残金が生じている。瀬戸市公民館協議会が指定管理料の残金を返納しないことにより、市は財産的損害を被っている。市が瀬戸市公民館協議会に対し残金の返納を求めているのは不当であるので、瀬戸市公民館協議会に対し指定管理料の残金の返納を命ずる措置を求めるものである。

- （1）利用料金収入、参加費収入の不当な事務処理について

事業報告書では、利用料金収入について、「9,181,360円の収入があり、内、指定管理会計に7,088,713円を充て、本部会計に2,092,647円を充てた。」としている。しかし、仕様書の8ページ12-（1）「会計処理」において「管理の業務にかかる収入及び支出については、独立の会計を設け、他の会計とは区別すること」と規定されており、利用料金収入を指定管理会計以外の会計に充てることは認められない。よって、瀬戸市公民館協議会が行った利用料金収入の事務処理並びにそれを認めた市の判断は誤りであり、利用料金収入は全額を指定管理会計に充てさせるべきである。

また、瀬戸市公民館協議会が行事活動費（公民館主催事業活動費）とする諸活動から生じた参加費収入は、総額で4,202,506円であったが、瀬戸市公民館協議会は、事業報告書では3,554,406円と報告し、差額の648,100円を本部会計に繰り入れた。請求人は、後述のとおり地区公民館が企画・実施する事業経費は行事活動費（公民館主催事業活動費）に該当しないと認識しているので、参加費収入が本部会計の収入となることを問題視しないが、市は地区公民館が企画・実施する事業経費は行事活動費（公民館主催事業活動費）に該当すると主張しているのであるから、仕様書8ページ8-（3）「公民館事業の参加費等」の規定に基づき、参加費収入は、その全額を指定管理会計に充当しなければならないはずである。

- （2）公課費の不当な事務処理について

請求人がまちづくり協働課から入手した文書によれば、指定管理料として支払った 62,690,000 円の内訳として、公課費 3,000,000 円が含まれている。そのほぼ全額が消費税相当額として計上されたものであるが、令和 6 年度において瀬戸市公民館協議会が消費税等を課税されないことは、指定管理者指定申請書（令和 5 年 7 月 21 日提出）に添付された「令和 4 年度瀬戸市公民館協議会収支決算書」によって明らかであったはずである。

指定管理料として市が支払った 62,690,000 円のうち、公課費分 3,000,000 円は、市が誤って支払ってしまったものであり、消費税を課税されないことを確認した時点で返還させるべきものである。実際、瀬戸市公民館協議会は、令和 6 年度において公課費を全く支払っていない。（※事業報告書に記載されている公課費決算額 74,102 円は、人件費の源泉徴収分（預り金）であって公課費ではない）。しかし、令和 7 年 3 月、瀬戸市公民館協議会は、公課費予算を他の経費に振り替える内容の協議を市へ提出し、市はそれを承認した。瀬戸市教育委員会、瀬戸市長及び瀬戸市公民館協議会の三者が締結した「基本協定書」において、「業務の不履行、指定取り消し等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還させることができるものとする」と規定されており、誤払金の返還を指定管理者に対して求めないとする市の判断は誤りであり、返還させるべきである。

○ （3）行事活動費支出の不当な事務処理について

瀬戸市公民館協議会が提出した事業報告書中の収支決算書において「行事活動費」として 10,778,132 円支出したことになる。しかし、令和 6 年度において、瀬戸市公民館協議会が、公民館主催事業を行う上で必要な仕様書 6 ページ 8 - (3) に規定された手続きを行った事実はない。

また、市は、令和 6 年 1 月に請求人がまちづくり協働課への問い合わせた際の回答メールでは、「公民館まつり等の各種行事、『公民館だより』の発行などは、各公民館が事業主体になって行っているものであって、瀬戸市公民館協議会が指定管理会計の中で行う事業ではない。瀬戸市公民館協議会は、指定管理会計の中では自主事業（提案事業）を行っていない。」ことを認めていた。

請求人が文書開示請求により瀬戸市公民館協議会から入手した領収書（写し）を確認したところ、指定管理者には該当しない地区公民館が企画・実施した事業の支出が 10,186,365 円、瀬戸市公民館協議会の本部会計で処理すべき事業に関する支出が計 591,767 円含まれていた。これらは、仕様書 8 ページ 12 - (2) - ③ - カ「行事活動費（公民館主催事業活動費）には該当せず、指定管理会計から支出することは認められないので、実際に「行事活動費」として認められ得る支出は 0 円であった。

指定管理者以外の者が企画・実施した事業や指定管理会計以外の会計で処理すべき事業に関する経費を行事活動費として処理した瀬戸市公民館協議会の事務処理、また、そうした事務処理を認めた市の判断は不当である。

以上、上記（１）～（３）の理由により、市がこの事業報告書を承認し、指定管理料の返納を求めないことは不当である。

○ 以下、上記（３）の事項に関する補足説明を記述する。

① 指定管理料の過大な予算措置

指定管理制度を導入する前年度の令和５年度における瀬戸市１４公民館の管理運営に係る当初予算額は、瀬戸市教育委員会が執行する予算が３５,５４６千円、地区公民館に委託する管理運営費が３５,７４０千円で、合計すると７１,２８６千円であった。一方、指定管理制度を導入した令和６年度の当初予算では、指定管理料６２,６９０千円を含め、７１,３２４千円が計上された。

一見すると、令和５年度を令和６年度はほぼ同額の予算で公民館の管理運営を行われるかのように見えるが、指定管理制度の導入に併せて公民館施設を有料化し、指定管理者が１１,０００千円の利用料金収入（市の歳入とならず指定管理者が収入として指定管理業務に直接充当する収入）を見込んでいたので、人件費の上昇や諸物価の高騰はあったにせよ、指定管理料の予算額がもっと少額でも指定管理業務は適切に履行できたはずであった。

こうした指定管理料の過大な予算措置と、事業計画を精査せず年度当初に一括して指定管理料を支払ったことが、指定管理者の手元に余剰金が残る結果となり、地区公民館事業への不当な支出を招く要因の一つとなったと考えられる。

② 「公民館主催事業」とは何か

市は、令和７年３月に開催された教育委員会定例会において、「地区公民館が行っている事業を公民館主催事業として捉えており、こうした事業の経費へは指定管理料を充てることができる。」との認識を示した。

しかし、市の認識は、次に述べる理由により誤りである。

公民館主催事業は、市の承認を得ることによって指定管理業務の一部に組み込まれることになっている。指定管理業務を行うことができるのは指定管理者のみであるので、指定管理者ではない地区公民館が企画・実施する事業は指定管理業務と捉えることはできないのである。瀬戸市が令和７年２月に策定した「指定管理者制度の運用に関する指針」の１８ページ２-（２）-④-ア「提案事業」において、市からの委託業務以外で指定管理料を充てることのできる事業は、指定管理者が自ら企画・実施し、市が指定管理者の提案を採用して指定管理業務に含まれることになった事業である旨が規定されている。

よって、公民館主催事業とは、「指定管理者が自ら企画・実施する社会教育に関する事業で、市の承認を得て指定管理業務に含まれることになった事業」と解するのが相当であり、地区公民館が企画・実施する事業は公民館主催事業には該当しない。

③ 瀬戸市公民館協議会と地区公民館は一体の組織か否か

市は、令和７年３月に開催された教育委員会定例会において、「瀬戸市公民館協議会と各地区公民館は一体の組織（公民館協議会は地区公民館の集合体）

であるので、地区公民館が企画・実施する事業は指定管理者が企画・実施する事業として指定管理会計で処理できる」との認識を示した。そして、公民館協議会と各地区公民館が一体の組織である根拠として、「公民館協議会と各地区公民館を一体で課税するよう税務署へ届け出たから」と説明した。

しかし、市の認識は、次に述べる理由により誤りである。

瀬戸市公民館協議会は、代表者は元地区公民館長である会長で、この他に瀬戸市公民館協議会が任命した各公民館施設の館長（管理運営業務に携わる統括責任者）及び運営委員長（事業の統括者）をもって構成する構成員約30名の任意団体である。一方、地区公民館は、代表者は、瀬戸市公民館協議会の構成員となっている館長（個人）で、この他に運営委員長を始め各地区内の幅広い有志で構成される任意団体（令和5年度までは、瀬戸市教育委員会が館長を任命。瀬戸市教育委員会が運営委員を委嘱）である。瀬戸市公民館協議会と各地区公民館とは、団体の代表者が異なっている。

公民館協議会、各地区公民館は、各々が規約を定め、総会を開催して役員を選出、事業計画や収支決算の承認を行っている。公民館協議会の会則を見ても、各地区公民館との一体性を示す規定は存在しない。公民館の指定管理者である公民館協議会が、指定管理業務を行うために各地区公民館の「館長」、「運営委員長」を任命し、他方、公民館協議会に任命された「館長」、「運営委員長」が利用者団体である地区公民館における「館長」、「運営委員長」という肩書の職にも就いていることから非常に分かりにくいのが、各々が独立した団体である。公民館協議会の意思決定が各地区公民館の活動を制約することはできないし、各地区公民館の意思決定によって公民館協議会の指定管理業務が左右されることはない。各地区公民館の構成員が個人の資格で指定管理業務に参画・協力している実態はあるが、そのことは組織の一体性を示すものではない。なお、瀬戸市公民館協議会と地区公民館が一体の組織であることの根拠として市が挙げた「公民館協議会と各地区公民館を一体で課税するよう税務署へ届け出た」ということについては、そのような事実はないことが後日明らかになっている。

よって、「瀬戸市公民館協議会と各地区公民館は一体の組織である」という市の主張には根拠がなく、認められないのである。

瀬戸市14公民館の指定管理者は、瀬戸市指定管理者選定委員会の審査、瀬戸市議会の議決を経て瀬戸市公民館協議会に決定したものであって、各地区公民館は公民館の利用団体に過ぎない。仮に瀬戸市公民館協議会と各地区公民館とが共同して指定管理業務を行うつもりであったのであれば、両者の共同体名義で指定管理者申請が行われたはずであるが、そのような事実はない。

- ④ 地区公民館が企画・実施したにもかかわらず、公民館協議会が公民館主催事業として市へ報告した事業について

地区公民館は、令和5年度までは、公民館の管理運営を市から受託していた。地方自治法の改正により、平成18年3月以降、公民館の管理は、法律上は自

治体直営か指定管理のいずれかしか認められなくなったが、瀬戸市では、平成5年度まで任意団体である地区公民館が市から管理を受託し、併せて自らの企画と財源で「公民館だより」の発行、公民館フェスティバル、夏祭り、スポーツ大会等の事業を開催してきた。令和6年度に瀬戸市14公民館に指定管理制度が導入されたことに伴い、任意団体としての地区公民館は、公民館の管理受託団体から一利用団体へ移行したが、令和6年度においても令和5年度までと同様に各地区公民館が各種の事業は企画・実施したのである。特に「生涯学習推進事業」、「テーマ型生涯学習事業」については、各地区公民館が市の補助や認定を受けて実施した事業である。上記のことは、瀬戸市公民館協議会と瀬戸市が共同で作成した「2023年公民館のあらまし」で各地区公民館の令和5年度の事業を見れば、令和6年度と同様な事業が行われていたことが分かる。

なお、瀬戸市公民館協議会が行事活動費（公民館主催事業活動費）として報告した事業は、その実態は任意団体である各地区公民館独自の行事活動である。支出経費の内容を見ると、団体内部での飲食費、消防団への謝礼、運転手への心付け、さらには多額の使途不明金などが含まれていた。こうした支出は、任意団体の一般会計の中では団体の判断で支出可能であるが、指定管理会計の中では認められないものである。

請求人は、前述のとおり地区公民館が企画・実施する事業経費は行事活動費（公民館主催事業活動費）に該当しないと認識しているのに、地区公民館内部の会計に上記のような支出が含まれていたことを得に問題視しないが、市は地区公民館が企画・実施する事業経費は行事活動費（公民館主催事業活動費）に該当すると主張しているのであるから、支出内容が指定管理会計の支出として適切かどうかをチェックしなければならないはずであるが、チェックは行われていない。

⑤ 瀬戸市公民館協議会の本部会計で支出すべき事業に関する支出が指定管理会計で支出されていたことについて

地区公民館及び公民館協議会事務局の支出において、瀬戸市公民館大会（2/8、9に「瀬戸蔵」において開催）関連の支出が591,767円あった。瀬戸市公民館大会は瀬戸市公民館協議会と瀬戸市との共催事業で、開催に要する経費（ポスター・チラシ代、講演会等委託料）は、瀬戸市から瀬戸市公民館協議会補助金30万円の交付を受けて公民館協議会の本部会計で支出された。一方、行事活動費に関する領収書の写しを確認すると、公民館大会参加に伴う地区公民館関係者の駐車代、飲食代、記念品代などが指定管理会計から支出されていたが、これらの経費を公民館協議会が負担するならば、開催経費と同様に公民館協議会の本部会計から支出すべきものである。また、公民館協議会事務局の支出としてクリーニング代等の公民館大会開催経費が指定管理会計から支出されていたが、これらの経費も本部会計から支出すべきものである。

なお、公民館大会の開催に要する経費（ポスター・チラシ代、講演会等委託

料) 331,450 円プラス振込手数料 1,210 円は、指定管理会計においても全く同じ内容、同じ金額の支出が報告されていた。請求書の内容、代金の振り込みに伴って発行される利用明細書の日付、受付通番、受付時刻が同一であることから、1 件の支払で公民館協議会補助金と指定管理料を二重に受給していることが強く疑われる事務処理である。

## 2 返納すべき指定管理料の額について

### (1) 瀬戸市公民館協議会からの事業報告書おける収支報告

#### ①収入

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額
指定管理料	62,690,000	62,690,000
利用料	7,227,000	7,088,713
参加料	4,117,000	3,554,406
諸収入	1,509,000	878,127
合 計	75,543,000	74,211,246

#### ②支出

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額
人件費	28,436,000	29,392,901
事務費	7,083,000	7,287,112
施設管理費	28,542,000	26,661,938
モニタリング費	5,000	17,061
公課費	53,000	74,102
行事活動費	11,424,000	10,778,132
合 計	75,543,000	74,211,246

### (2) 適正な収支報告

#### ①収入

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額
指定管理料	62,690,000	59,690,000
利用料	7,227,000	9,181,360
参加料	4,117,000	0
諸収入	1,509,000	878,127
合 計	75,543,000	69,749,487

- ・ 公課費相当分誤支出分 (3,000,000 円) を指定管理料から減額
- ・ 利用料収入を全額計上
- ・ 地区公民館主催事業参加料収入分 (3,554,406 円) を減額

## ②支出

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額
人件費	28,436,000	29,467,003
事務費	7,083,000	7,287,112
施設管理費	28,542,000	26,661,938
モニタリング費	5,000	17,061
公課費	53,000	0
行事活動費	11,424,000	0
合 計	75,543,000	63,433,114

- ・公課費として計上していた源泉徴収分(74,102円)を人件費に計上
- ・指定管理会計からの支出が不当である行事活動費10,778,132円を減額

## (3) 返納すべき額

公課費相当分誤支出額+収支差額

=3,000,000円+(69,749,487円-63,433,114円)

=9,316,373円

なお、市職員の一部から「瀬戸市では指定管理事業の財源は指定管理料から先に充当することがルールとなっており、支出額が指定管理料の額を上回っていれば指定管理料に残金は生じておらず返納を要しない」という趣旨の発言を聞いたが、支出見込額に対して利用料収入等で賄えない分を指定管理料として交付しているのであるから、収入総額が支出総額を上回った場合は、指定管理料に残金が生じたと解するのが当然である。

(以上補正後原文のまま)

なお、事実を証する書面として

番号	資料名称
1	瀬戸市14公民館の指定管理に係る令和6年度分事業報告書
2	事業報告書承認及び返納額通知書
3	公民館の管理についての年度協定書(令和6年度)
4	瀬戸市公民館指定管理者業務仕様書
5	参加費収入について
6	令和6年度指定管理料62,690,000円の積算内訳
7	令和4年度瀬戸市公民館協議会収支決算書
8	瀬戸市公民館協議会が公課費として支払った内訳(領収証書)
9	瀬戸市14公民館の指定管理に係る基本協定書
10	指定管理者制度の運用に関する指針(令和7年2月)(26ページ) 指定管理者制度の運用に関する指針(平成28年4月)(12ページ)
11	令和6年度事業計画書

1 2	公民館主催事業実施に関する協議文書に係る公文書不開示決定通知書（令和7年4月16日付け）
1 3	令和7年3月瀬戸市教育委員会定例会会議録（抜すい）
1 4	請求人の問い合わせに対するまちづくり協働課からの回答メール
1 5	指定管理者制度の運用に関する指針（令和7年2月）（18ページ）
1 6	瀬戸市公民館協議会会則（令和6年4月1日改正）
1 7	山口公民館の運営体系（山口公民館ホームページ）
1 8	2023（令和5）年公民館のあらまし（瀬戸市・瀬戸市公民館協議会）
1 9	瀬戸市地区公民館生涯学習補助事業補助金交付要綱
2 0	令和6年度生涯学習補助事業実施報告（令和7年5月瀬戸市教育委員会定例会資料）
2 1	「令和6年度テーマ型生涯学習について」
2 2	令和6年度テーマ型生涯学習実施報告（令和7年5月瀬戸市教育委員会定例会資料）
2 3	山口公民館だより
	効範公民館だより
	令和6年度効範連区夏祭りポスター
	令和6年度効範連区体育祭ポスター
	令和6年度東明公民館歩け歩け大会参加案内文書
	令和6年度長根公民館健脚大会参加案内文書
	令和6年度幡山公民館スポーツデー参加案内文書
	令和6年度原山公民館ウォーキング参加案内文書
	令和6年度菘山公民館歩け・歩け大会参加案内文書
令和6年度八幡公民館歩け・歩け大会参加案内文書	
2 4	令和6年度瀬戸市公民館協議会補助金実績報告書
	行事活動費における公民館大会関係経費の支払い証拠書類
2 5	行事活動費に関する領収書・会計報告の確認結果 ・行事活動費（テーマ型生涯学習事業を除く）の領収書の確認結果 ・テーマ型生涯学習事業の会計報告の確認結果
2 6	目的等が不明な支出に係る文書不開示決定通知書（令和7年10月17日付け）

（以上原文のまま）  
が添付されている。